

# みえ森と緑の県民税の概要

資料 6

H26. 10. 22 現在

1. 課税方式	県民税均等割の超過課税																		
2. 納税義務者	<p>【個人】&lt;納税義務者数約88万人&gt; 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所などを有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。 ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <p>【法人】&lt;約3万7千法人&gt; 県内に事務所、事業所などを有している法人</p>																		
3. 税率(年額)	<p>【個人】1,000円 (標準の均等割額は1,500円)</p> <p>【法人】標準の均等割額の10%相当額(2,000~80,000円) (標準の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (資本金等の額の区分)</th> <th>標準の均等割額 (年 額)</th> <th>税 率 (年 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>20,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 ~ 1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 ~ 10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 ~ 50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (資本金等の額の区分)	標準の均等割額 (年 額)	税 率 (年 額)	1千万円以下	20,000円	2,000円	1千万円超 ~ 1億円以下	50,000円	5,000円	1億円超 ~ 10億円以下	130,000円	13,000円	10億円超 ~ 50億円以下	540,000円	54,000円	50億円超	800,000円	80,000円
区 分 (資本金等の額の区分)	標準の均等割額 (年 額)	税 率 (年 額)																	
1千万円以下	20,000円	2,000円																	
1千万円超 ~ 1億円以下	50,000円	5,000円																	
1億円超 ~ 10億円以下	130,000円	13,000円																	
10億円超 ~ 50億円以下	540,000円	54,000円																	
50億円超	800,000円	80,000円																	
4. 税収規模	<p>初年度：約8億円 平年度：約10億5千万円</p>																		
5. 徴収方法	<p>【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p>																		
6. 導入時期	平成26年4月1日																		
7. 税収の使途	「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進する施策に要する経費の財源に充てる。																		
8. 基金の設置	「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、みえ森と緑の県民税の税収を積み立てることにより、使途を明確化する。																		
9. 評価制度	みえ森と緑の県民税基金を財源とする事業の実施後の評価等について調査審議するため、「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置する。																		
10. 見直し期間	みえ森と緑の県民税条例の施行後おおむね5年ごとに、同条例の施行の状況について検討を加える。																		
11. 関係条例	<p>みえ森と緑の県民税基金条例(平成25年三重県条例第9号) みえ森と緑の県民税条例(平成25年三重県条例第10号) みえ森と緑の県民税評価委員会条例(平成26年三重県条例79号)</p>																		